

事案の詳細について

1. 本機関が認めた中部電力パワーグリッド株式会社の不適切な行為

(1) 発電制約量の算出誤りの繰り返し

<認められた事実関係>

中部電力パワーグリッド株式会社は、作業停止の3年度前に発電制約量を発電計画提出者に通知するに当たり、同期安定性の未検討や発電制約の対象とすべき発電所データの反映漏れ等、複数の誤りがある状態で発電制約量を過少に通知していた。加えて、同社は、同様の又は新たな誤りのある通知を複数回にわたり繰り返した。

これらの行為により、発電計画提出者に対して正しい発電制約量が通知された時期は作業停止の前年度となり、送配電等業務指針に基づき本来通知されるべき時期である3年度前から大幅に遅延し、発電計画提出者に長期的な予見性を与えることが出来なかった。

<不適切な行為に相当すると認める根拠>

送配電等業務指針附則（平成30年6月29日、以下「本附則」という。）第4条第1項では、一般送配電事業者は、第3年度の広域連系系統の作業停止計画において、発電制約が伴うことが想定される場合は、作業停止期間が概ね30日を超える作業停止件名を、送配電等業務指針第236条第3項に定める提出時期までに、発電計画提出者と共有すること、第3年度から第4年度にわたる作業停止計画及び複数年計画の作業停止計画の作業停止件名は、可能な限り第4年度以降を含めることを定めている。

また、本附則第4条第1項の規定に関し、作業停止計画調整マニュアル（以下「マニュアル」という。）では、長期的な予見性及び透明性を確保し、事業計画や発電機作業同調の検討を促進するため、作業期間、停止範囲、作業内容及び発電制約量を共有することとなっている。

このため、発電制約量の算出誤りを繰り返した同社の対応は、本附則第4条第1項の規定に基づく発電制約を伴う第3年度の作業停止計画の共有が適切に実施出来ていないことから、本機関は、同規定に照らして不適切な行為に相当すると認めた。

<不適切な行為に対する評価>

今回の発電制約量の算出誤りは、発電所データの反映漏れ等の人為的な過誤を原因とするところであり、入力データや計算式のダブルチェックなどの人的過誤を防ぐための一般的な業務管理体制が機能していなかったことにより生じたものと考えられる。また、本来であれば、誤りを認識した時点で業務管理体制の見直しを図り、同様の誤りの再発防止に加え、他の誤りを原因とする発電制約量の算出誤りの発生を防止するべきであるにも関わらず、同社は、同様の又は新たな誤りの発生を繰り返した。

そのため、同社の業務管理体制には大きな問題があると言わざるを得ない。

(2) 発電制約量変更時の不公平な情報提供

<認められた事実関係>

中部電力パワーグリッド株式会社は、複数の発電計画提出者に対して同一の系統の作業について発電制約量を通知し、本作業停止計画の調整を実施していたところ、そのうちの一の発電計画提出者からの相談において、通知していた発電制約量の誤りが発覚した。その際、100万kW以上の大幅な発電制約量の増加を伴う変更が生じたにも関わらず、当該発電計画提出者のみに対して発電制約量の変更を通知し、同様の影響がある他の発電計画提出者に対して、合理的な理由なく、発電制約量の変更に係る説明及び情報提供を行わず、最初の発電計画提出者に対する通知の3か月後に発電制約量の変更を通知していた。

<不適切な行為に相当すると認める根拠>

本附則第2条第1項では、一般送配電事業者は、広域連系系統の作業停止計画の調整において、送配電等業務指針第244条第2項の規定により、制約の対象として選定した発電機により定格容量比率按分した発電制約量及び制約の対象として選定した発電機を発電計画提出者へ通知すること、供給区域の需給状況等に応じて発電制約量を見直した場合も同様とすることを定めている。

また、本附則第2条第1項の規定に関し、マニュアルでは、作業停止計画の調整のために必要な情報を特定の発電計画提出者だけに事前に漏えいすること、特定の発電計画提出者とその他の発電計画提出者で不当に差別的に取り扱うことを、送配電等業務指針に照らして不適切と考えられる行為としている。

このため、発電制約量の大幅な増加を伴う変更に対し、合理的な理由なく、発電計画提出者によって通知時期に3か月の差がある不公平な情報提供を行った同社の対応は、本附則第2条第1項の規定に基づく発電制約量を見直した場合の通知が適切に実施出来ていないことから、本機関は、同規定に照らして不適切な行為に相当すると認めた。

<不適切な行為に対する評価>

今回のように誤りにより発電制約量の変更が確認された場合、発電計画提出者間の公平性を確保するためには、関係する全ての発電計画提出者に対して発電制約量の変更を同時期に通知する必要がある。仮に発電制約量の算出に要する時間が発電計画提出者ごとに異なり同時期に通知することが困難な場合であっても、発電制約量に変更させる事実を即時に情報提供する必要がある。それにも関わらず、同社は、特段の公平性に関する検討を行うことなく、発電制約量の変更を特定の発電計画提出者に対して優先的に通知し、関係する他の発電計画提出者に対する通知又は情報提供を怠った。

そのため、同社の業務管理体制には大きな問題があると言わざるを得ない。

(3) 作業停止計画の不正確な説明

<認められた事実関係>

中部電力パワーグリッド株式会社は、同じエリア内で系統接続を希望する事業者を募り特別高圧の系統増強などの対策工事費用を共同負担する電源接続案件募集プロセスが成立することで実施工事が決定するものであるにも関わらず、まだ成立していない電源接続案件募集プロセスの対策工事を決定しているかのように資料に記載して発電計画提出者に対して説明していた。

<不適切な行為に相当すると認める根拠>

本附則第4条第1項の規定に基づく発電制約を伴う作業停止件名の情報共有に関し、マニュアルにおいて、「誤った予見性を与えることは発電計画提出者の混乱を招くおそれがあることから、変更の可能性はあるが、作業実施の蓋然性が高い件名を共有する。」としている。

このため、未成立であり作業実施の蓋然性が高いとは言えない電源接続案件募集プロセスの対策工事を、決定したものとして作業停止計画の説明を行った同社の対応は、本附則第4条第1項の規定に基づく発電制約を伴う第3年度以降の作業停止計画の共有が適切に実施出来ていないことから、本機関は、同規定に照らして不適切な行為に相当すると認めた。

<不適切な行為に対する評価>

発電計画提出者に作業停止計画を説明する際は、誤った予見性を与えないように正確な情報を伝える必要があるところ、今回の作業停止計画の不正確な説明は、電源接続案件募集プロセスについて正確に情報を共有出来ているか、発電計画提出者に対する説明資料が誤解を与える内容になっていないかといった基本事項につき、同社内の関係部署間で情報を確認するという一般的な業務管理体制が機能しなかったことにより生じたものと考えられる。

そのため、同社の業務管理体制には大きな問題があると言わざるを得ない。

2. 中部電力パワーグリッド株式会社の不適切な行為を踏まえた本機関の考え方

中部電力パワーグリッド株式会社の不適切な行為により、発電計画提出者は適切な時期に長期的な予見性を確保することが出来ず、本作業停止計画に対し、現時点で複数の発電計画提出者の合意が得られていない状況にある。また、これらの発電計画提出者は本作業停止計画に係る同社の対応を疑問視し、本機関の紛争解決対応室に相談しており、1. で認定された不適切な行為は、一般送配電事業に対する信頼を損ないかねないものである。

また、1. のとおり、同社の業務管理体制には大きな問題があると言わざるを得ない。

以上を踏まえて、送配電等業務の円滑な実施その他の電気の安定供給の確保のため、電気事業法第28条の40第1項第6号の規定に基づき同社の業務管理体制について改善を指導するものである。

以上